

第1852号
令和6年12月15日発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

裁判所時報

(目次)

◎裁判例

1

(刑事)

- 弁護人からの証拠開示命令請求（刑訴法316条の26第1項）の棄却決定の謄本が先に弁護人に送達され、その後に被告人本人に送達された場合における、同決定に対する弁護人の即時抗告提起期間の起算日

(令和6年(し)第761号・令和6年11月15日 第三小法廷決定 その他)

- 刑訴法96条7項による保釈保証金没取請求が認容された事例

(令和6年(す)第739号・令和6年11月19日 第一小法廷決定 その他)

◎最高裁判所判例要旨

3

(民事)

- 1 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令」（平成27年政令第343号）50条にいう「施行日前から引き続き当該被保険者の資格を有するもの」の意義
- 2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。令和2年法律第40号による改正前のもの）附則17条2項において準用される同附則15条3項（「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令」（平成27年政令第347号。令和3年政令第229号による改正前のもの）36条1項による読み替え後のもの）にいう「施行日前から引き続き改正後厚生年金保険法第27条に規定する被保険者…であるもの」の意義

(令和4年(行ヒ)第352号、第353号・令和6年9月13日 第二小法廷判決 破棄自判)

◎記事

4

- 人事異動（11月20日～12月3日）

裁判例

刑事

◎ 弁護人からの証拠開示命令請求（刑訴法316条の26第1項）の棄却決定の謄本が先に弁護人に送達され、その後に被告人本人に送達された場合における、同決定に対する弁護人の即時抗告提起期間の起算日

件名 証拠開示に関する裁判請求棄却決定に対する
即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件

最高裁判所令和6年（し）第761号
令和6年11月15日 第三小法廷決定 その他

申立人 久常芳治
原 審 福岡高等裁判所宮崎支部

主 文

原決定を取り消す。
本件を福岡高等裁判所に差し戻す。

理 由

本件抗告の趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

所論に鑑み、職権で判断する。

記録によると、同法316条の26第1項に基づく弁護人からの本件証拠開示命令請求を棄却した原々決定の謄本は、主任弁護人には令和6年8月30日に、被告人本人には同年9月3日にそれぞれ送達され、同決定に対して、弁護人から同月5日に即時抗告の申立てがされたことが明らかである。原決定は、本件において、同法422条に定める3日の即時抗告の提起期間は主任弁護人に原々決定の謄本が送達された日から進行すると解し、同申立ては提起期間経過後にされたものであって不適法であるとして、これを棄却した。

しかしながら、弁護人からの証拠開示命令請求を棄却した決定に対しては、弁護人は、検察官又は被告人以外の者で決定を受けたものとして即時抗告をすることができるほか、被告人のため即時抗告をすることもできる。そして、弁護人が被告人のため即時抗告をする場合、その提起期間は、証拠開示命令請求を棄却した決定の謄本が被告人本人に送達された日から進行する。そうすると、弁護人からの証拠開示命令請求を棄

却した決定の謄本が先に弁護人に送達され、その後に被告人本人に送達された場合において、弁護人が同決定に対して即時抗告をするときは、その提起期間は、同決定の謄本が被告人本人に送達された日から進行するものと解すべきである。

したがって、本件即時抗告の申立ては、同法422条に定める即時抗告の提起期間内にされたものであって、適法であり、これを不適法とした原決定には、同法358条、422条の解釈適用を誤った違法があり、これが決定に影響を及ぼし、原決定を取り消さなければ著しく正義に反すると認められる。

よって、同法411条1号を準用して原決定を取り消し、同法434条、426条2項により本件を福岡高等裁判所に差し戻すこととし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 林道晴 裁判官 宇賀克也
裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博 裁判官
平木正洋）

◎刑訴法96条7項による保釈保証金没取
請求が認容された事例

件名 保釈保証金没取請求事件

最高裁判所令和6年(す)第739号

令和6年11月19日 第一小法廷決定 その他

申立人 檢察官

上記被告人に対する①窃盜、②詐欺、窃盜被告事件(令和元年(あ)第1374号)について、検察官から、平成31年3月13日東京地方裁判所がした保釈許可決定に基づき納付された保釈保証金(①につき225万円、②につき225万円)の没取請求があつたので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

保釈保証金各225万円を全部没取する。

理 由

記録によると、被告人は、平成31年3月13日、①②を含む詐欺、窃盜、大麻取締法違反被告事件について、東京地方裁判所において懲役3年6月の判決の宣告を受け、同日、頭書保釈許可決定に基づき保釈されたところ、令和元年7月24日に東京高等裁判所において控訴棄却の判決の宣告を受けた後、令和6年7月19日に別件大麻取締法違反被疑事件で逮捕されるまで逃亡したことが明らかであるから、刑訴法96条7項により、保釈保証金を全部没取するのが相当である。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶
裁判官 堀 徹 裁判官 宮川美津子 裁判官
中村 慎)

最高裁判所判例要旨

民事

- 1 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令」（平成27年政令第343号）50条にいう「施行日前から引き続き当該被保険者の資格を有するもの」の意義
- 2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。令和2年法律第40号による改正前のもの）附則17条2項において準用される同附則15条3項（「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令」（平成27年政令第347号。令和3年政令第229号による改正前のもの）36条1項による読み替え後のもの）にいう「施行日前から引き続き改正後厚生年金保険法第27条に規定する被保険者…であるもの」とは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行日の前から有していた特定の適用事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を同日以後においても継続して有する者をいう。

令和4年（行ヒ）第352号、第353号
令6・9・13二小判 破棄自判
民集78巻4号本誌1847号

- 1 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令」（平成27年政令第343号）50条にいう「施行日前から引き続き当該被保険者の資格を有するもの」とは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行日の前から有していた特定の適用事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を同日以後においても継続して有する者をいう。

- 2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。令和2年法律第40号による改正前のもの）附則17条2項において準用される同附則15条3項（「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令」（平成27年政令第347号。令和3年政令第229号による改正前のもの）36条1項による読み替え後のもの）にいう「施行日前から引き続き改正後厚生年金保険法第27条に規定する被保険者…であるもの」とは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行日の前から有していた特定の適用事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を同日以後においても継続して有する者をいう。

記事

◎人事異動

東京高等裁判所判事

事務総局民事局第一課長兼第三課長兼

広報課付

南 宏幸

事務総局民事局第一課長兼第三課長兼広

報課付

東京高等裁判所判事

不破大輔

(以上11月20日)

定年退官

大阪高等裁判所判事

長井秀典

(11月30日)

大阪高等裁判所判事

仙台家庭裁判所長

小森田恵樹

仙台家庭裁判所長

東京地方裁判所判事

中吉徹郎

東京地方裁判所判事

東京高等裁判所判事

上拂大作

水戸家庭・地方裁判所判事

東京地方裁判所判事

沓掛遼介

事務総局民事局付

東京地方裁判所判事補

亀井直子

事務総局刑事局付

東京地方裁判所判事補

庄司真人

事務総局家庭局付

東京地方裁判所判事補

風間直樹

名古屋地方・家庭裁判所豊橋支部判事補

東京地方・家庭裁判所判事補

高橋優太

釧路家庭裁判所事務局次長

旭川地方裁判所事務局次長

日比野貴樹

釧路地方裁判所事務局次長

釧路地方裁判所事務局次長兼釧路家庭

吉村 悟

(以上12月1日)

東京高等裁判所判事

事務総局家庭局第二課長

向井宣人

事務総局家庭局第二課長

名古屋地方裁判所判事

遠藤圭一郎

(以上12月2日)

依頼退官

新居浜簡易裁判所判事兼西条簡易裁判

所判事

西森秀和

(12月3日)